

東京都市計画地区計画の決定（千代田区決定）

麹町地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	麹町地区地区計画
	位 置	千代田区麹町一丁目、麹町二丁目、麹町三丁目、麹町四丁目、麹町五丁目、麹町六丁目各地内
	面 積	約 32.3ha
	地区計画の目標	<p>麹町地区は、麹町大通りを軸に東西に伸びた一定のまとまりのある街並みを形成し、商業・業務機能、教育施設と居住機能が共存する地区である。</p> <p>本地区の東端には半蔵門や内濠があり、西端に四谷見附や外濠がある。これらは江戸城の面影を残す歴史ある資源であり、魅力ある景観を創出している。東西の両端をつなぐ麹町大通り（国道 20 号線）は、中高層の建築物が建ち並んでおり、整然とした風格ある街並みを形成してきている。</p> <p>近年は、建築物の更新の動きも見られることから、地区の特徴を活かした景観の形成を図るとともに、計画的な建築物の更新を図ることが望まれている。</p> <p>このため、これらの歴史ある街並みの特性を引き継ぐとともに、安心して住み・働き続けられるまち、安全で快適なまち、環境に配慮したまち、景観が美しいまちの実現を目指し、次の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸時代より活気と賑わいを支え、栄えてきた商店街等、麹町地区の歴史と文化を大切にし、麹町地区にふさわしい業務、商業、住宅のバランスのとれたまちを目指す。 地域の活力を高めるため、多様な住宅の供給誘導を行い、麹町地区を生活の本拠とする人口の回復に努める。 内濠や外濠の自然と調和した建築物等の建築や広告物の表示又は掲出を誘導し、良好な街並み景観の形成を目指す。
区域の整備・開発及び保全に関する	土地利用の方針	<p>麹町地区を特性に応じて A ～ D の地区に区分し、土地利用の方針を定める。</p> <p>< A 地区 > A 地区外の教育施設や住居への影響にも配慮しつつ、麹町大通りを軸に、土地の適正かつ有効・高度利用を誘導し、業務・商業施設と住宅とが共存し、調和した活気ある中高層市街地の形成を図る。</p> <p>< B 地区 > 一定の容積率を超える建築物の一部については、住宅等の用途に限定するなど、適正かつ有効な土地利用を図り、中高層の商業・業務施設と住宅とが共存し、調和する複合市街地の形成を図る。</p> <p>< C 地区 > 北側に隣接する番町地域との調和や、教育施設及び居住環境の維持等に配慮するとともに、中高層の商業・業務施設と住宅とが共存し、調和する複合市街地の形成を図る。</p> <p>< D 地区 > 四谷駅前街区では、大学施設を始めとする教育文化施設を中心とした複合市街地の形成を図る。また、麹町大通りに面する建築物の低層部においては、店舗等の設置を誘導し、賑わいの連続性を創出する。</p> <p>その他の街区の大規模敷地における機能更新の際には、適正かつ有効な土地利用を図るとともに、公共空地等の配置に配慮することで地区の連続性の創出を図る。また、敷地内の緑化等により環境に配慮した計画を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>災害時の安全性を高め、快適で歩きやすい歩行空間を形成するとともに、建築物の壁面の後退によって創出された部分は保水性舗装等を行い、歩道状空地として整備する。</p>

方針	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住環境を良好に維持・保全するため、風俗営業等の用途に供する建築物を規制し、また都心の居住形態に配慮した多様な住宅の供給を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2. 街並みから突出する建築物の高さを制限することにより、落ち着いたある住環境を維持・保全し、周辺環境と調和した良好な街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 3. 麴町大通りを「風の通る道」と位置づけ、良好な環境を維持し、地球温暖化対策にも寄与する建築計画を誘導する。 4. 地震・火災等の災害時に被害を最小限に抑えるため、窓ガラス、袖看板等、ビルの外壁等からの落下物対策に十分配慮し、災害に強いまちの形成を目指す。 5. A地区では次の目標を設ける。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 麴町大通りに接する敷地においては、地球温暖化への対策として、建築物等の省エネルギー性能の向上やCO2削減に配慮した計画を誘導する。 (2) 緊急輸送道路の役割を担う麴町大通りでの通行確保のため、建築物の更新を通じて沿道建築物の耐震化を図るとともに、麴町大通りに接する大規模な敷地での建築計画にあっては、路上駐車が発生しないよう十分な駐車場や荷捌きスペースなどを敷地内に設置するなどの、防災上の配慮に努めるものとする。 (3) 麴町大通りに沿って連続した壁面の形成や建築物や工作物の高さを揃えるなど、建築物の更新を通じて、魅力的な街並み景観を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、道路境界線からの壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定め、道路斜線制限を緩和する。 また、隣りあう建築物相互の配置や形状がなす街並み景観、周辺環境に配慮した都心にふさわしい沿道の景観を形成するため、隣地境界線からの壁面の位置の制限は定めないが隣地斜線制限を緩和する。 (4) 麴町大通りに接する敷地で総合設計制度の活用により生み出される空地は、みどりのネットワーク形成や地区の憩いなどで後背地のコミュニティ形成に寄与するものとし、後背地に面する位置に設けることとする。 (5) 低層階では、まちのにぎわいに寄与する用途を誘導する。 6. B地区では、建築物の更新を通して当地区計画の目標とする市街地を形成するため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、前面道路幅員による容積率制限の緩和を行うとともに、道路斜線制限の緩和を行う。 7. B地区では、より快適な市街地空間の形成及びさらなる住宅の供給を図るため、壁面後退の距離に応じて容積率の緩和を行い、建築物の壁面が道路境界線から1m後退するように誘導する。 8. B、C地区では、緑豊かなうらおいのある街並みを創出するため、緑化率の最低限度を定める。 9. D地区の大規模敷地においては、地球温暖化への対策として、建築物等の省エネルギー性能の向上やCO2削減に配慮した計画を誘導する。 10. 建築物等の形態意匠については、高層建築物についての色彩基準を定め、良好で風格ある街並み景観を形成するとともに、周辺建築物等との調和に配慮した地区の景観を誘導する。 11. 半蔵門、内濠に隣接する地域は、歴史や都市景観上重要な区域として、これまで美観地区の一部に指定されていた。区は「美観地区ガイドプラン」を定め、良好な皇居周辺の景観のあり方を示している。当該地域での建築物等の建築や屋外広告物の表示又は掲出の際には、十分な配慮をする。
	その他の整備方針	<p>屋外広告物の設置については、低層部を中心とした街のにぎわいに配慮しつつも内濠や外濠の豊かな水や緑を意識し、落ち着いた街並みの形成を図るように誘導する。その上で、特性に応じて全体を～の地区に区分し、地区ごとの整備方針を定める。</p>

		<p>< 地区 > 麹町地区の東側で「旧美観地区」の区域であり、内濠の緑と水を活かした街並み景観の創出を図るため、広告物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p> <p>< 地区 > 麹町大通りを中心として、業務・商業施設をはじめとする既存のにぎわいを維持しながらも、隣接する 地区（内濠）及び地区（外濠など）に囲まれた地区として周辺との街並みの調和を目指し、広告物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p> <p>< 地区 > JR四谷駅周辺の外濠や、紀尾井町の風致地区の指定区域に隣接する地区であり、本地区についても 地区と同様に、緑と水を活かした街並み景観の創出を図るため、広告物の表示又は掲出に関する基準を設ける。</p> <p>< 地区 > 前3地区以外の地区においては、屋外広告物の表示に関する基本事項に留意しつつ、街並みとの調和に配慮した広告物の表示又は掲出を行う地区とする。</p> <p>室内より屋外に向けて表示又は掲出する広告物の設置についても、屋外広告物に関する基準と同様の配慮を行うこと。また、ディスプレイ、LED等による映像や広告等の表示又は掲出を行わないものとする。</p> <p>なお、これらの方針に適合しない場合でも、公共的目的をもつものや、特にデザインに優れ、地域の景観形成に寄与すると区長が認めるものについては、これを適合しているものとみなす。</p>
--	--	--

地区整備計画	地区の区分	名称	A地区	B - 1地区	B - 2地区	C - 1地区	C - 2地区	D地区
		面積	約 11.0ha	約 3.4ha	約 0.7ha	約 8.4ha	約 0.5ha	約 8.3ha
	建築物の用途の制限	<p>1 次の各号に掲げる用途に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号に掲げる風俗営業、同条第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) ぱちんこ屋又はゲームセンター</p> <p>(3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>(4) 前各号の他、地域環境を害し又は風俗を乱すおそれがあると認めて区長が指定するもの</p> <p>2 次の各号の全てに該当する共同住宅の用途に供する建築物で、1の住戸の床面積が40㎡以上のものの床面積の合計が当該建築物における住宅の用途に供する部分の床面積(共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除く。)の合計の3分の1未満となる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 当該建築物の階数が4以上であるもの</p> <p>(2) 1の住戸の床面積が30㎡以下のものの住戸数が10以上であるもの</p> <p>(3) 住戸数が20以上であるもの</p>						
建築物の容積率の最高限度	-	1 計画図2に示す壁面の位置の制限が定められている	1 計画図2に示す壁面の位置の制限が定められている	-	-	-	-	

				<p>敷地における建築物の容積率の最高限度は、前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員が最大のものとする。）の幅員が12m以上の場合は10分の70、12m未満の場合はその幅員のメートルの数値に10分の6を乗じて得た数値（以下「基準容積率」という。）に別紙1に定める数値（10分の12を限度とする。）を加えた数値（10分の70を上限とする。）とする。</p> <p>2 壁面の位置の制限が定められていない敷地及び定められているが壁面の位置の制限の第3項の適用を受ける建築物の敷地における建築物の容積率の最高限度は、基準容積率とする。</p> <p>3 第1項における基準容積率を超える部分については、住宅、共同住</p>	<p>敷地における建築物の容積率の最高限度は、10分の40又は前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員が最大のものとする。）の幅員のメートルの数値に10分の4を乗じて得た数値のうちいずれか小さい方の数値（以下「基準容積率」という。）に別紙1に定める数値（10分の12を限度とする。）を加えた数値（10分の40を上限とする。）とする。</p> <p>2 壁面の位置の制限が定められていない敷地及び定められているが壁面の位置の制限の第3項の適用を受ける建築物の敷地における建築物の容積率の最高限度は、基準容積率とする。</p> <p>3 第1項における基準容積率を超える部分については、住宅、共同住宅（1の住戸の床面積が40㎡以上のものに</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>宅（1の住戸の床面積が40㎡以上のもに限る。）、寄宿舍、下宿、老人ホーム、その他これらに類する建築物の用途に供するものとする。</p> <p>4 建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、前3項の規定は適用しない。</p>	<p>限る。）、寄宿舍、下宿、老人ホーム、その他これらに類する建築物の用途に供するものとする。</p> <p>4 建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、前3項の規定は適用しない。</p>			
建築物の敷地面積の最低限度	<p>100㎡とする。</p> <p>ただし、地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている100㎡未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する100㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。</p>			-	-	-
壁面の位置の制限	<p>1 計画図2に示す1号の壁面の位置の制限が定められている部分については、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離を0.5m以上とする。</p> <p>2 計画図2に示す2号の壁面の位置の制限が定められている部分については、建築物の外壁等の面から道路境界線までの</p>	<p>1 計画図2に示す1号の壁面の位置の制限が定められている部分については、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離を0.5m以上とする。</p> <p>2 計画図2に示す壁面の位置の制限が定められている敷地で、複数の道路に接する敷地における壁面の位置の制限が定められている部分以外の現に存する建築基準法第42条第2項に定める道路に接する部分においては、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離を0.5m以上とする。</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号に掲げる建築物については適用しない。</p> <p>（1）地下鉄出入口上屋、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>		<p>1 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下この項において「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離を2m以上とする。</p> <p>2 2,000㎡以上の敷地に建築する建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離を2m以上とする。</p> <p>3 前2項について、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りではない。</p>		-

		<p>距離を0.25m以上とする。</p> <p>3 前2項の規定は、次の各号に掲げる建築物及び建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 地下鉄出入口口上屋、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(2) 敷地面積が300㎡以下の建築物の敷地で区長が敷地の形態上やむを得ないと認めた建築物</p> <p>(3) 前二号の建築物の他、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物</p>	(2) 前号の建築物の他、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物		
建築物の高さの最高限度	<p>1 建築物の高さ(階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。)の最</p>	<p>1 建築物の高さ(階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。)の最</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、建築物の高さの最高限度は70mとする。</p>	<p>1 建築物の高さ(階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高</p>	<p>1 建築物の高さ(階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において</p>	

			<p>高限度は 70mとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の適用を受ける建築物又は建築物の敷地面積が 500 m²以上の敷地において、定住を目的とした住宅及び共同住宅の用途に供する建築物については、建築物の高さの最高限度は 80mとする。</p> <p>3 前 2 項の規定は、地区計画の決定の告示日において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。</p>		<p>さ」という。)の最高限度は 50mとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の適用を受ける建築物については、建築物の高さの最高限度は 60mとする。</p> <p>3 前 2 項の規定は、地区計画の決定の告示日において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。</p>	<p>「建築物の高さ」という。)の最高限度は 60mとする。</p>	
		<p>壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>	<p>塀、柵、門、広告物及び看板等の交通を妨げるような工作物を設置してはならない。ただし、道路面からの高さが 6 m を超える部分はこの限りではない。</p>		<p>壁面の位置の制限の項の第 1 項に定められた壁面後退区域においては、門、柵、塀等の交通の妨げになる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1)道路境界線に沿って設ける車止め、樹木で歩行者の通行に配慮したもの</p>		

			(2)道路境界線からの距離が1mを超える部分に設ける花壇等の緑化施設 (3)電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの	
建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	<p>1 建築物の外観の色彩（色相、明度及び彩度などの色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められたものとする。以下同じ。）は、地区の特徴や濠や公園など景観上優れた周辺環境と調和し、高さ 45mを超える建築物の外壁等の色彩については、第1号から第3号に掲げる色彩の中から使用する。ただし、外壁各面について、各面の5分の1以下の面積まで第4号から第6号に掲げる色彩を、また、高さ 10m以下の部分に限り各面の 20 分の 1 以下の面積まで各号に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>(1)色相が 0R（赤）から 4.9YR（黄赤）において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 4 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度は 1.5 以下の色彩</p> <p>(2)色相が 5YR（黄赤）から 5Y（黄）において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 6 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 2 以下の色彩</p> <p>(3)前2号に規定する色相以外の色相において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 2 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 1 以下の色彩</p> <p>(4)色相が 0R（赤）から 4.9YR（黄赤）において、彩度 4 以下の色彩</p> <p>(5)色相が 5YR（黄赤）から 5Y（黄）において、彩度 6 以下の色彩</p> <p>(6)前2号に規定する色相以外の色相において、彩度 2 以下の色彩</p> <p>2 建築物の屋上に設ける目隠し等の工作物は、建築物の高さの最高限度の項に掲げる数値に 4 m を加えた線を超えて設置してはならない。また、色彩については、建築物の外観の色彩と調和したものとする。</p> <p>3 配管類、室外機及び屋上等に設置をする機器や設備は、設置する位置や目隠し等を設ける等の配慮を行う。</p> <p>4 屋外広告物の表示に関する事項については、別紙 2 のとおり定める。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定は、他の法令等で使用する色彩が決められているもの、又は地区の景観形成に資するものとして区長が認めるものについては適用しない。</p>			
建築物の緑化率の最低限度	-	500㎡以上の敷地に建築する建築物の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については、この限りではない。		-
		(1) 10 分の 2.5 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成 13 年東京都規則第 39 号)別表第 2 及び第 4 に規定する部分の面積(都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 40 条に基づいて算出したもの)の敷地面積に対する割合		

(印は知事同意事項)

「計画区域、地区の区分、壁面の位置の制限については計画図表示のとおりである。」

理由：麴町大通りを軸に土地の適正かつ有効・高度利用と計画的な建築物の更新を進めることで、地区の特徴を活かした景観の形成及び、業務・商業施設、住宅が共存・調和した活気ある中高層市街地を形成するために、地区計画を決定する。

麹町地区地区計画区域内の建築物等の地区計画適合基準

適合基準の考え方

表 1 に掲げる「対象敷地」及び「地区」において、制限の緩和を受ける場合は、「適合すべき基準」に適合すること。ただし、緩和の範囲は表 1 に掲げる数値以内とする。

表 1

対 象 敷 地	地区	緩和対象となる制限	緩 和 の 範 囲	適合すべ き基準
壁面の位置の制限が定められた道路に 一辺のみ面する敷地	B - 1	・ 前面道路幅員による容積率制限 ^{注1)}	基準容積率 + 12/10 かつ 70/10 以内	1
	B - 2		基準容積率 + 12/10 かつ 40/10 以内	2
壁面の位置の制限が定められた複数の 道路に面する敷地	B - 1	・ 前面道路幅員による容積率制限	基準容積率 + 12/10 かつ 70/10 以内	1
	B - 2		基準容積率 + 12/10 かつ 40/10 以内	3
壁面の位置の制限が定められた敷地	B - 1 B - 2	・ 壁面の位置の制限が定められた部分 の道路斜線制限 ^{注2)}	地区整備計画に定める 建築物等の高さの最高限度内	1

注 1) 前面道路幅員による容積率制限

・ B - 1 地区においては前面道路（前面道路が 2 以上あるときは、その幅員が最大のもの）の幅員が 12m 未満の場合に、その幅員のメートルの数値に 6 / 10 を乗じて得た数値とする。

・ B - 2 地区においては前面道路（前面道路が 2 以上あるときは、その幅員が最大のもの）の幅員が 12m 未満の場合に、その幅員のメートルの数値に 4 / 10 を乗じて得た数値とする。

注 2) 道路斜線制限

建築基準法第 5 6 条に規定する制限。ただし、同条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 3 項、第 5 項及び第 7 項第 2 号、第 3 号は除く。

基準1 基本事項

壁面の位置の制限が定められ、かつ壁面後退した部分を歩道状の空間として整備すること。

基準2 基準容積率に加えることができる数値

- (1) 地区整備計画の「容積率の最高限度」の第1項の規定により、基準容積率に加えることができる数値（以下「加える数値」という。）は、表2に掲げる「壁面の位置の制限」、「道路境界線から建築物の外壁等の後退距離」、「後退したと見なす距離」の区分に応じて定められた数値とする。
- (2) 表2に掲げる「道路境界線から建築物の外壁等の後退距離」に基づき壁面後退した部分については、歩道状等の空間として整備すること。

表2

壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁等の後退距離	後退したと見なす距離	加える数値
0.5 m	0.5 m以上 1.0m未満	0.5 m	60%
	1.0m 以上	1.0 m	120%

基準3 複数の道路に接する敷地における基準容積率に加えることができる数値

- (1) 壁面の位置の制限が定められた複数の道路に接する敷地において、地区整備計画の「容積率の最高限度」の第1項の規定により、「加える数値」は、基準2若しくは、接している各々の道路ごとに基準2(1)により求められた数値を合計したものとすることができる。ただし、敷地面積が100 m²を超える場合において「加える数値」は、基準2若しくは、表3に掲げる区分に応じて定められた数値とする。

表3

後退したと見なす距離の合計値	後退面積 ^{注3)} の敷地面積に対する割合	加える数値
1.0m以上	12%以上	120%

- (2) 前(1)の適用を受ける場合は以下の条件を満たすものとする。
当該敷地は各々の道路に2 m以上接していること。
当該敷地はその周辺の1/3以上が道路に接していること。

注3) 後退面積

表2に掲げる「後退したと見なす距離」によって求められる面積

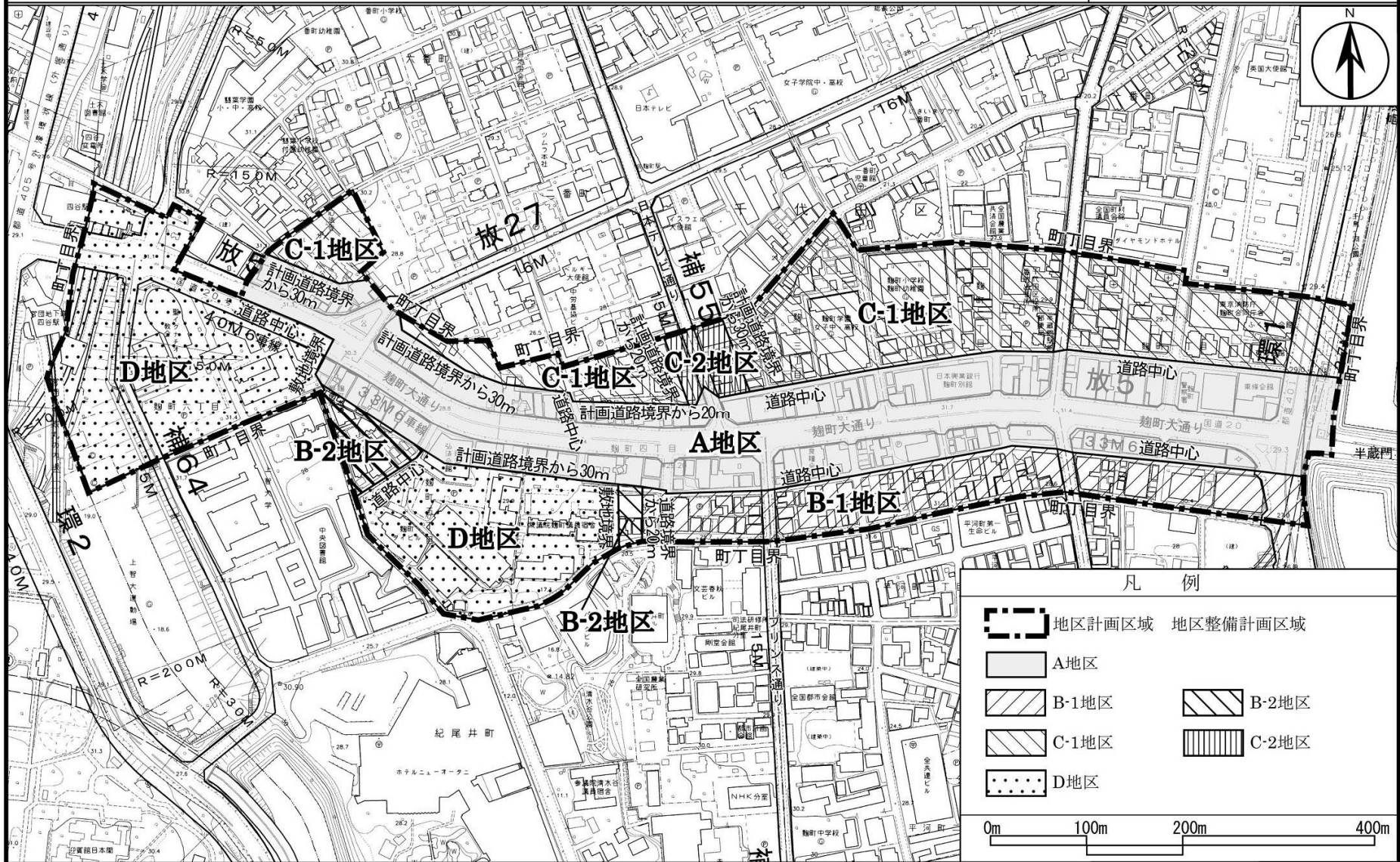
屋外広告物に関する制限事項(建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限第4項に定める事項)

地区 (半蔵門側・旧美観地区)	地区 (麹町大通り沿道)	地区 (四谷駅・外濠・麹町大通り南の一部)	地区 (その他の地区)
約 5.3ha	約 8.0ha	約 8.3ha	約 10.7ha
<p>1. 地区計画区域内での屋外広告物の表示に関する基本事項は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号、以下「条例」という。)に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物を含め、規模、位置又は色彩等のデザインが地区の良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。</p> <p>(2) 内濠及び外濠周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる自然背景と建築物や並木など景観を構成する要素との調和に留意し、表示の位置や規模等について十分な配慮を行うこと。</p> <p>(3) 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について十分配慮する。</p> <p>(4) 麹町大通りや日本テレビ通りなどの主要な幹線道路沿道においては、道路修景や地域のまちづくりに併せて風格ある景観形成を進めていく。</p>			
<p>2. 各地区において屋外広告物の表示に関して特に定める事項は以下のとおりとする。</p>			
<p>(1) 次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>条例第13条第1項第5号に定める自家用広告物(以下、「自家用広告物」という。)以外のもの</p> <p>表示面積の合計が10㎡を超えるもので、土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p>	<p>(1) 次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p> <p>表示面積が20㎡を超える広告板又は広告幕</p>	<p>(1) 次に掲げる屋外広告物を表示又は掲出してはならない。</p> <p>自家用広告物以外のもの</p> <p>表示面積の合計が20㎡(学校及び病院は50㎡)を超えるもの</p> <p>土地に直接設置するもので、地盤面から広告物の上端までの高さが10mを超えるもの</p>	

<p>(2) 屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上への表示・掲出 光源の点滅 光源の赤色又は黄色の使用 露出した光源の使用 	<p>(2) 屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 光源の赤色又は黄色の使用 露出した光源の使用 	<p>(2) 屋外広告物の表示又は掲出について、以下の行為を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上への表示・掲出 光源の点滅 光源の赤色又は黄色の使用 露出した光源の使用 	
<p>(3) 地盤面より高さ 10mを超える部分に設置する屋外広告物について、一広告物の表示面積の 1 / 3 を超えて使用できる色彩は、次に掲げる色彩基準の中から使用すること。</p> <p>なお、色相、明度及び彩度などの色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められた基準とする。</p> <p>《屋外広告物の色彩基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> 色相が 0 . 1 R (赤) から 1 0 R (赤) において、彩度 5 以下の色彩 色相が 0 . 1 YR (黄赤) から 5 Y (黄) において、彩度 6 以下の色彩 色相が 5 . 1 Y (黄) から 1 0 G (緑) において、彩度 4 以下の色彩 色相が 0 . 1 BG (青緑) から 1 0 B (青) において、彩度 3 以下の色彩 色相が 0 . 1 PB (紫青) から 1 0 RP (赤紫) において、彩度 4 以下の色彩 			

東京都市計画地区計画
 麹町地区地区計画 計画図 1

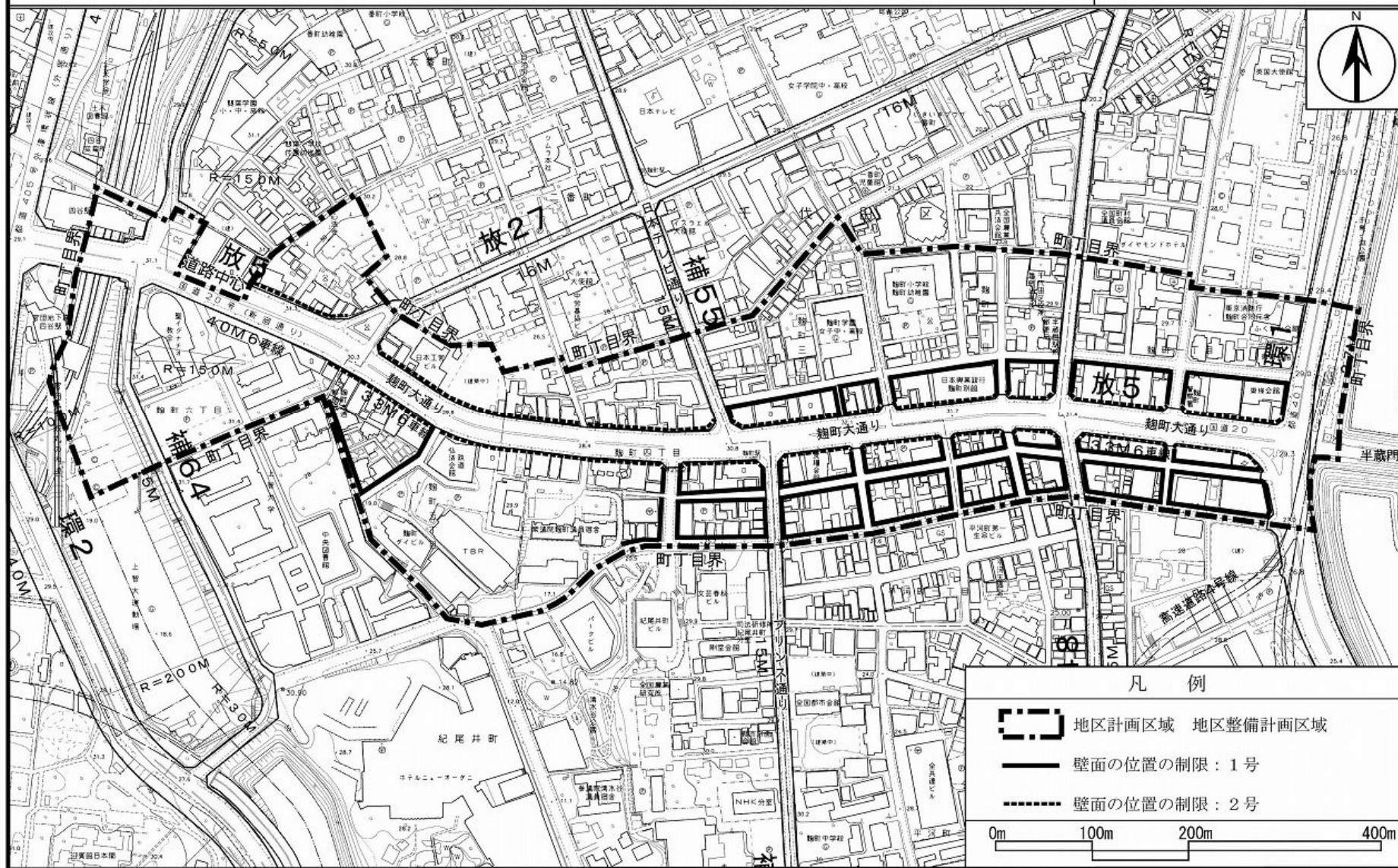
(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)「20都市基街第70、平成20年5月27日」「20都市基交 第104号、平成20年6月2日」

東京都市計画地区計画
麴町地区地区計画 計画図2

(千代田区決定)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）「20都市基街第70、平成20年5月27日」「20都市基交 第104号、平成20年6月2日」

東京都市計画地区計画
麴町地区地区計画 計画図 3

(千代田区決定)

